

第1章 基本構想の概要

1 - 1 目的

高齢者の方、身体障害者の方、そのほか妊婦の方などの公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を促進するため、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」、通称「交通バリアフリー法」が平成12年11月に施行され、あわせて法に基づく基本方針が示されました。

本市では、この法律に基づき、市内2駅（JR千里丘駅、阪急正雀駅）の周辺地区において基本構想に基づく特定事業計画などにより、まちのバリアフリー化を進めることを目的として、「摂津市交通バリアフリー基本構想」を策定しました。

1 - 2 交通バリアフリー法の概要

交通バリアフリー法の概要を図1 - 1および表1 - 1に示します。



(資料：国土交通省ホームページ <http://www.mlit.go.jp/>)

図1 - 1 駅や周辺の道路などのバリアフリー化のイメージ

表 1 - 1 交通バリアフリー法の概要

法の名称	「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」
施行年月日	平成 12 年 5 月 17 日公布、11 月 15 日施行
趣 旨	<p>(1) 鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、空港旅客ターミナル、あるいは鉄道車両、バス、旅客船、航空機などのバリアフリー化を推進する。 (公共交通事業者による)</p> <p>(2) 鉄道駅などの旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づいて、旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する。</p>
法の概要	<p>(1) 基本方針の作成 国(主務大臣)が、バリアフリー施策を総合的かつ計画的に推進するための基本方針を策定する。</p> <p>(2) 公共交通事業者に対するバリアフリー基準適合義務 公共交通事業者に対し、鉄道駅、バスターミナルなどを新しく建設する場合、あるいは鉄道車両、バスなどを新しく導入する場合に「バリアフリー基準(移動円滑化基準)」への適合を義務付ける。既存の旅客施設・車両については努力義務とする。 (基準例) ・エレベーター、エスカレーター等の設置、誘導警告ブロックの敷設 等</p> <p>(3) 市町村の主導による重点整備地区におけるバリアフリー施策の推進 市町村による基本構想の作成 市町村は、基本方針に基づき、一定規模の駅などの旅客施設(「特定旅客施設」という)を中心とした地区(「重点整備地区」という)において、駅などの旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、基本構想を作成することができる。 基本構想に基づく事業の実施 公共交通事業者、道路管理者及び都道府県公安委員会は、基本構想に従ってそれぞれ具体的な事業計画を作成し、バリアフリー化のための事業を実施する。 (事業例) ・エレベーター、エスカレーター等の設置 ・歩道の段差解消 ・視覚障害者用信号機の設置 等 地方公共団体等は、駅前広場、通路等について基本構想に従ってバリアフリー化を実施する。</p> <p>(4) バリアフリー化に関する情報の提供 安心して公共交通機関を利用していただけるよう、駅施設などのバリアフリー化の状況についての情報を提供する。 (国、地方公共団体の支援措置、必要な情報の提供等。)</p>

(資料：国土交通省ホームページ <http://www.mlit.go.jp/>)

1 - 3 策定の趣旨

本基本構想については、「交通バリアフリー法」並びに関連法令などに基づき、「摂津市総合計画（平成8年2月）」、「都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）（平成12年2月）」などの上位・関連計画との整合を図り、「大阪府福祉のまちづくり条例」や「ハートビル法」を視野に入れて策定しました。「摂津市障害者施策に対する新長期行動計画（平成9年3月）」や「摂津市老人保健福祉計画並びに介護保険事業計画（せつつ高齢者がやきプラン）（平成15年3月）」などが掲げる基盤整備の具体的な構想であるとも位置付けられます。

策定にあたっては「摂津市交通バリアフリー基本構想策定委員会」を設置し、学識経験者、交通事業者、道路管理者、高齢者団体代表、身体障害者団体代表など多くの関係者の参加により検討を進めてきました。また、アンケートや現地調査など当事者を含めた幅広い市民の意向を踏まえて策定を行いました。

1 - 4 構成

この基本構想は全6章となっています。第1章で「基本構想の概要」、第2章で「本市の概況」、第3章「整備構想策定地区の選定」、そして第4章で「バリアフリーに関する現況と課題」としてアンケートやワークショップなどの結果を含むまとめを行っています。これらの内容を踏まえて、第5章で「基本理念と方向性」、第6章で「整備構想」として重点整備地区や特定経路、地区ごとの整備事業メニューなどについてまとめています。

< 摂津市交通バリアフリー基本構想 >

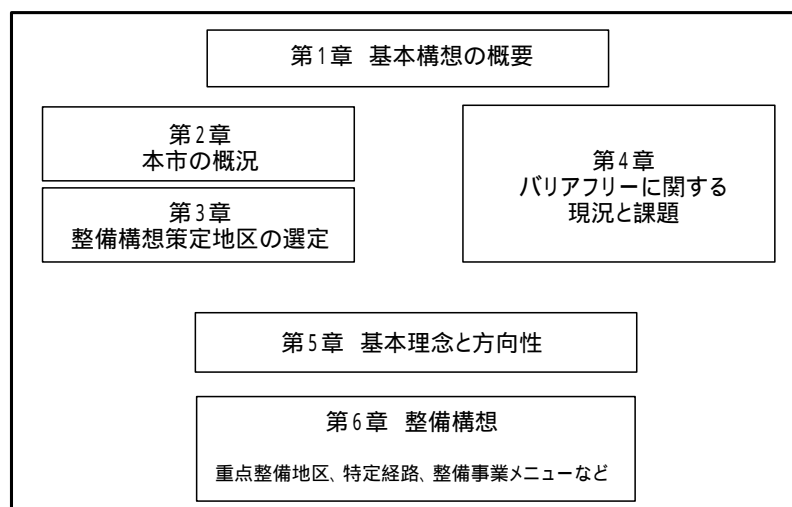


図1 - 2 基本構想の構成

1 - 5 整備目標年次

この基本構想の整備目標年次は、交通バリアフリー法の目標年次である平成 22 (2010) 年度とします。